



2026 年 9 月 28 日

各 位

会 社 名 日 本 電 技 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 島 田 良 介
(コード番号：1723)
問 合 せ 先 取締役上席執行役員企画管理本部長
小林 義明
(TEL 03-5624-1100)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2026 年 9 月 28 日開催の取締役会において、当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社グループは、「高い目標に挑戦する」「お客様に満足を提供する」「広く社会に貢献する」を経営理念とし、1959 年の創業以来、オフィスビル、工場、病院、研究所、学校、商業施設等の空調自動制御の設計から施工、調整、保守に至るまで、一貫したサービスを提供する「空調計装エンジニアリング会社」のパイオニアとして、当分野において確固たる技術力、そして顧客基盤を築いてまいりました。長い歴史の中で培ってきた計装の総合力をもって、快適化、効率化、省力化、省エネ化された脱炭素化社会の実現に貢献し、ステークホルダーの皆様と共に栄え、成長することを目指しております。

また、当社は経営理念の実現に向け、2030 年度に向けた長期経営指針「ND For The Next 2030 「計装」の総合力で未来を拓く」のもと、当社のありたい姿である「総合計装エンジニアリングを追求し、全てのステークホルダーの期待に応える企業」の実現に向け、2021 年度より継続した取り組みを実施しております。

2024 年 5 月には、長期経営指針の第 2 フェーズとして新中期経営計画（2024～2027 年度）（以下「中期経営計画」という。）を策定し、全社を挙げた生産性向上の取り組みを推進するとともに、旺盛な建設需要を取り込んだ結果、2024～2025 年度の 2 期連続で過去最高業績を更新いたしました。また、このような足元の業績および事業環境などを踏まえ、2026 年 5 月に、中期経営計画および長期経営指針の最終年度目標をそれぞれ上方修正しております。

当社は、引き続き中期経営計画のテーマである成長基盤の拡大と生産性の向上を推進し、企業価値の一層の向上に取り組んでまいります。

他方、資本市場においては上場会社における政策保有株式への対応に注目が一段と高まる中、当社においても 2026 年 7 月 24 日に公表した「政策保有株式の縮減方針に関するお知らせ

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

せ」のとおり、株式の持合いに関する方針の見直しを継続的に進めてまいりました。そのような中、複数の株主より当社株式の売却意向を確認したため、当社株式の公平な売却機会を提供するとともに、市場売却による株価への影響を緩和するべく、本売出しを実施することといたしました。

なお、本売出し後も売出人となる金融機関及び事業会社との良好な関係は変わらず、取引関係に影響はございません。

また、売出人である島田 良介は、引き続き代表取締役社長として従前と変わらず、当社経営に全力を注ぐ所存であります。

当社は、本売出しを通じて、当社株式の市場流動性を向上させるとともに、幅広い投資家層における当社の認知度向上や、中長期的な戦略をご支援いただけるパートナーとしての株主層拡充を図り、さらなる企業価値向上と持続的成長を目指してまいります。

記

1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- | | | |
|----------------------------|--|-------------|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 3,852,600 株 | |
| (2) 売 出 人 及 び
売 出 株 式 数 | 株式会社みずほ銀行 | 2,182,200 株 |
| | 株式会社三井住友銀行 | 540,000 株 |
| | 島田 良介 | 500,000 株 |
| | 菊野 泉 | 500,000 株 |
| | 前澤給装工業株式会社 | 130,400 株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2026 年 10 月 6 日（火）から 2026 年 10 月 9 日（金）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。） | |
| (4) 売 出 方 法 | みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。
引受人の買取引受による売出しの売出株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。 | |

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで
- (6) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の5営業日後の日
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 島田 良介に一任する。
- (10) 本株式の売出しについては、2026年9月28日(月)に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記<ご参考>2.をご参照)

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 577,800株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、引受人の買取引受による売出しの需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況等を勘案の上、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から577,800株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 島田 良介に一任する。
- (10) 本株式の売出しについては、2026年9月28日(月)に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。
- (11) 引受人の買取引受による売出しが中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、当該売出しの主幹会社であるみずほ証券株式会社から 577,800 株を上限として借入れる当社普通株式（以下「借入れ株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、577,800 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は借入れ株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、2026 年 11 月 6 日（金）を行使期限として、上記当社株主から付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2026 年 11 月 6 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、グリーンシュエーションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主からのグリーンシュエーションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である株式会社みずほ銀行、島田 良介及び菊野 泉並びに当社株主であるアズビル株式会社、島田 祥子及び島田 淳子は、みずほ証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨を合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式に転換若しくは交換されうる有価証券又は当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。